

福岡県公報

平成19年2月5日
第 2 6 3 8 号

平成19年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の町及び字の区域及び名称を別図2のように、別図3の区域内の町及び字の区域及び名称を別図4のように変更する。

目 次

告 示 (第257号-第260号)

- 市の町及び字の区域及び名称の変更 (地 方 課) 1
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出 (商業・地域経済課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 6

公 告

- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (建築指導課) 6

教 育 委 員 会

- 福岡県指定史跡の指定 (教育庁文化財保護課) 7

雑 報

- 福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんの結果 (高速道路対策室) 7

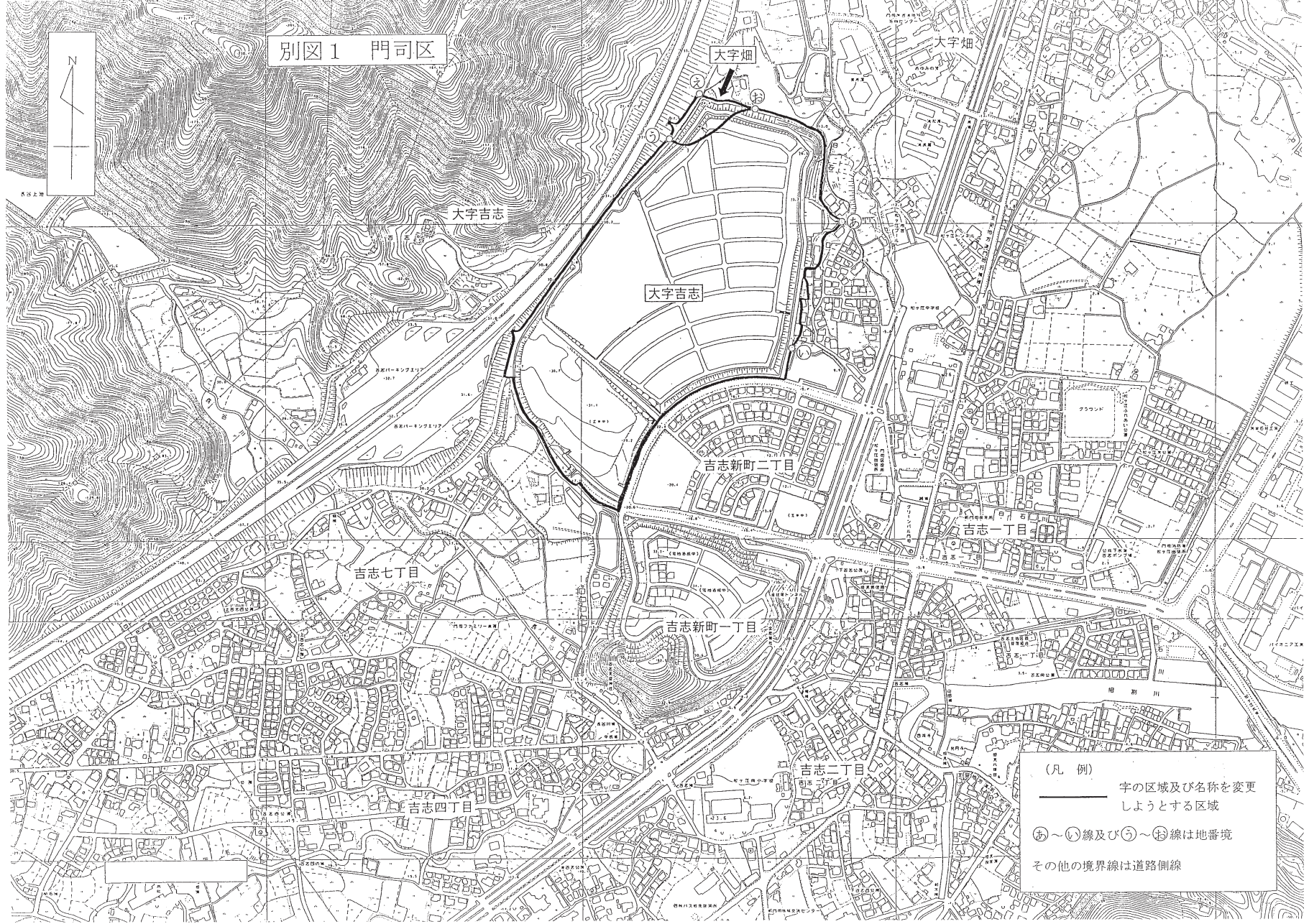
告 示

福岡県告示第257号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町及び字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成19年6月1日から効力を生ずるものとする。

別図1 門司区



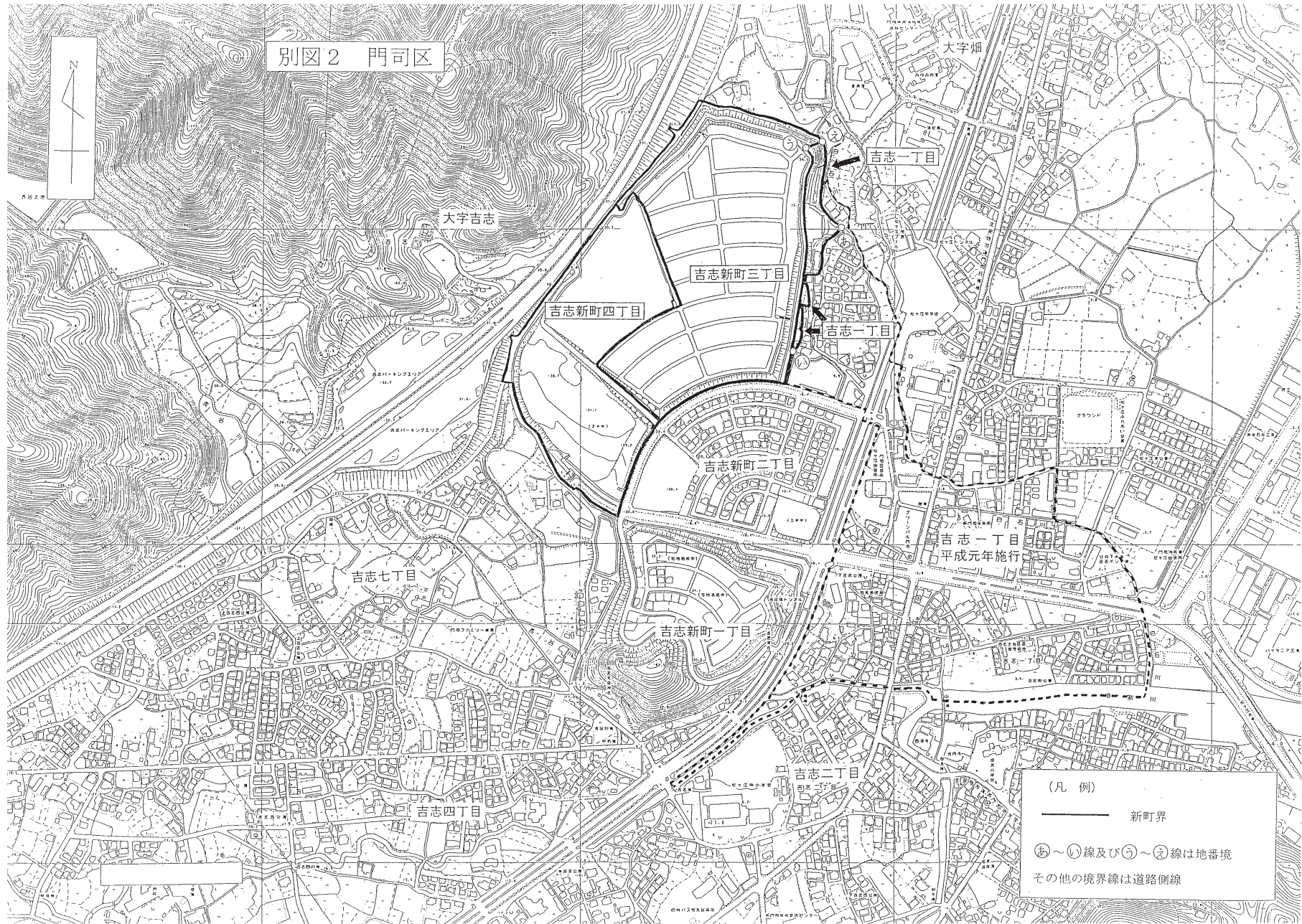
(凡例)

— 字の区域及び名称を変更しようとする区域

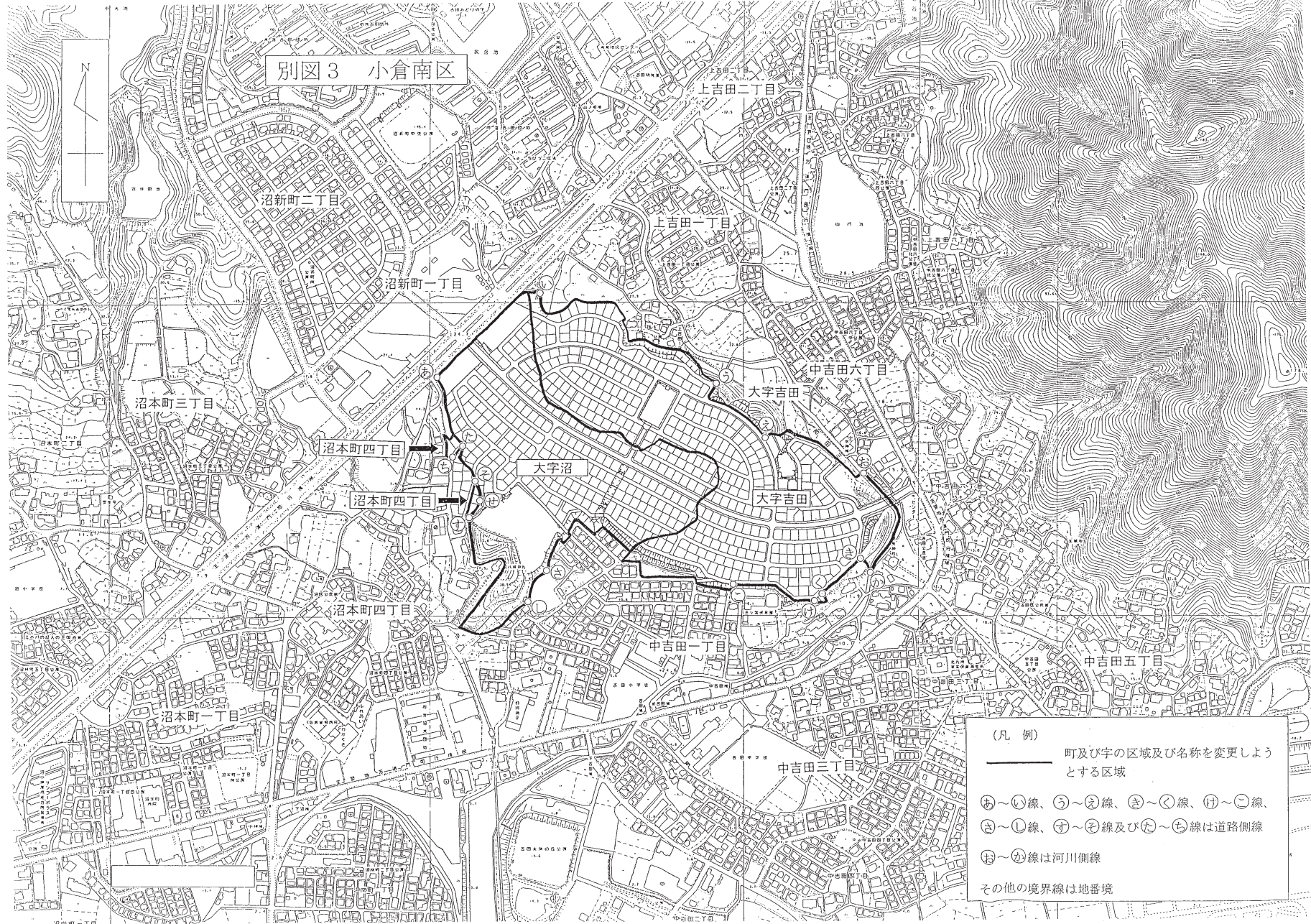
㊦～㊬線及び㊭～㊮線は地番境

その他の境界線は道路側線

別図2 門司区



別図3 小倉南区



(凡例)

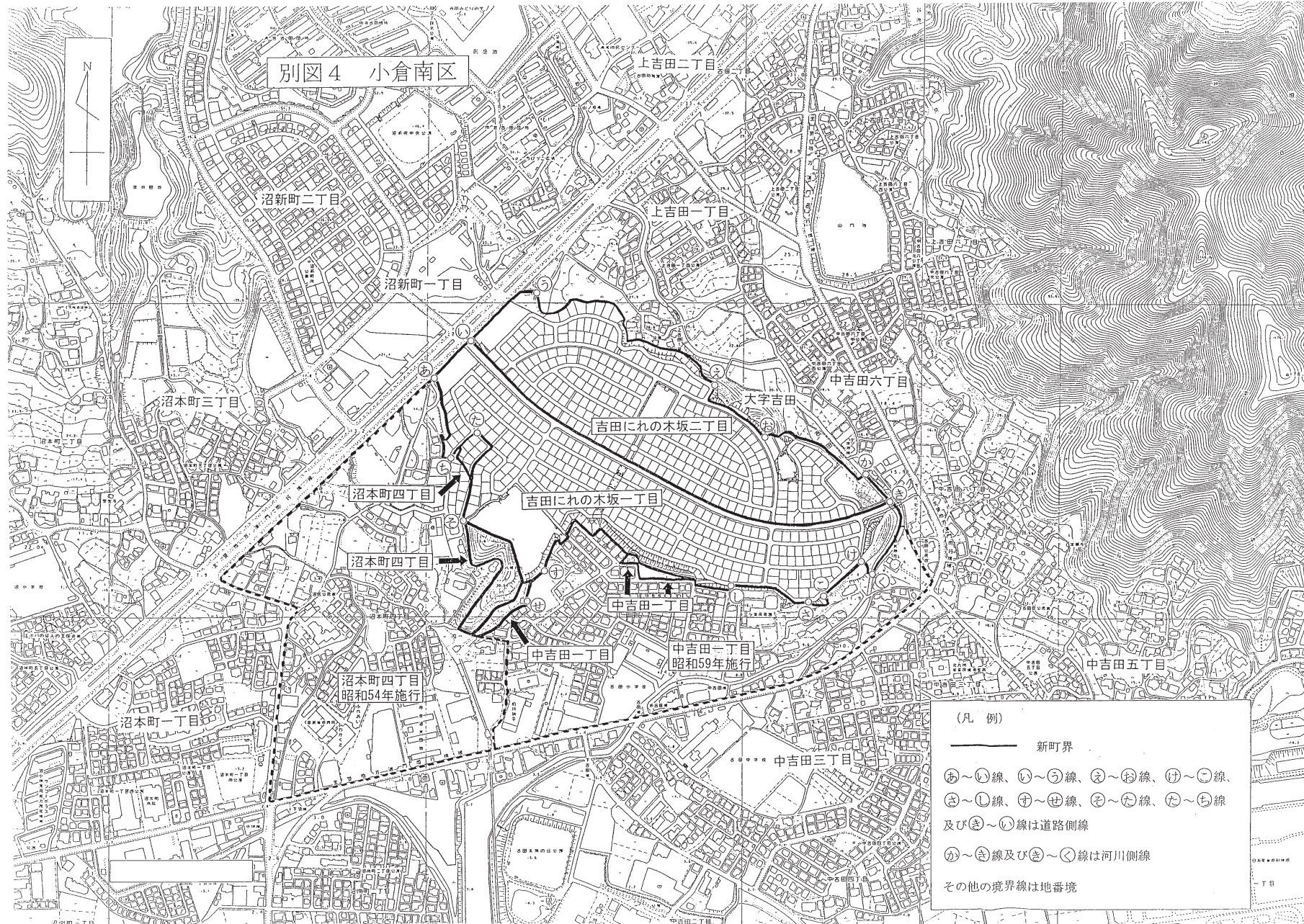
—— 町及び字の区域及び名称を変更しようとする区域

①～④線、⑤～⑧線、⑨～⑫線、⑬～⑭線、
 ⑮～⑯線、⑰～⑱線及び⑲～㉑線は道路側線

㉒～㉓線は河川側線

その他の境界線は地番境

別図4 小倉南区



福岡県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社西鉄ストア	西鉄ストア春日原店 福岡県春日市春日原北町三丁目86番1号

福岡県告示第259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 トリアス久山ウエストゾーン（1）
 - 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1240-11 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 トリアス久山イーストゾーン（1）
 - 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1086-2 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公 告

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成19年2月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（1） 第14537号	有限会社エステート企画 取締役 高木 繁弘	福岡市城南区友泉亭1-28

2 聴聞期日及び場所

平成19年2月27日 午後1時30分

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁行政棟地下1階行政10号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)

教育委員会

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)第37条第1項の規定に基づき、
福岡県指定史跡を次のように指定する。

平成19年2月5日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
花立山穴観音古墳	小郡市干潟字城山	1534-2、1535-2、1541-5～ 7、1543-4～6

雑報

福岡北九州高速道路公社公告第10号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条第1項の規定により公告
します。

平成19年2月5日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

銘柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額(千円)
第96回福岡北九州 高速道路債券	100万円	30,781 ~ 31,821	平成19年2月28日	1,041,000

発行 福岡県庁
福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販売 九州印刷株式会社
福岡市博多区東比恵二丁目
チユルエツ

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)